

(仮称) 国立市困難な問題を抱える女性への
支援にかかる基本計画（素案）

～「私の意思」を尊重した支援とは～

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画策定の経緯.....	1
2 女性支援の経緯と国立市の女性支援の変遷	2
3 困難な問題を抱える女性とは	4
4 基本理念	6
5 4本の柱	10
第2章 計画の概要	14
1 計画の位置づけ.....	14
2 計画の期間	14
3 計画の策定方法.....	14
第3章 現状・課題の分析と施策	15
1 関係者等へのヒアリング	15
2 データの把握	20
3 困難な問題を抱える女性の現状	28
4 施策.....	31
第4章 計画の推進	38
1 推進体制	38
2 相談者からの意見を踏まえた支援体制の構築	38
3 評価と指標	39
参考資料.....	40

第 1 章 基本的な考え方

1 計画策定の経緯

困難な課題に直面した女性に対する包括的な支援を提供するため、2022（令和 4）年 5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援法」という。）」が成立し、2024（令和 6）年 4 月 1 日に施行されました。

これまで、女性に対する支援に関しては「売春防止法」による婦人保護事業により、売春を行う恐れのある女性を「保護・更生」することを目的に行われてきました。

女性支援法では、「支援」の概念が盛り込まれ、基本理念に「女性の意思の尊重」、「民間団体との協働による支援」、「人権の擁護と男女平等の実現」を掲げ、困難な問題を抱える女性への包括的支援を行政と民間団体、関係機関とが連携し、早期から切れ目なく実施することが明示されました。

女性支援法に基づき、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）」が公示され、都道府県や市区町村が困難な問題を抱える女性への支援を実施するための基本計画を策定する際の指針となります。

国立市では、女性支援法が施行される以前の 2019（令和元）年度に、市内民間女性支援団体との協働事業である「国立市女性パーソナルサポート事業」を立ち上げ、その後のコロナ禍による様々な困難な問題を抱える女性からの相談に柔軟かつ的確に対応してきました。

本計画は、女性支援や男女平等参画の所管部署である政策経営部市長室が事務局となり、当事者である女性の声、庁内の関係部署や民間団体、関係機関からの意見を聞き取り、市長の附属機関である「国立市男女平等推進市民委員会」に諮問し、多角的な視点からの意見を踏まえました。また、計画素案についてパブリックコメントで広く市民の皆様から意見を頂き、市議会からの意見を取り入れるなど、様々な関係者、関係機関と共に検討を行ってきました。

このような背景や経緯のもと、多様化、複雑化する困難な問題を抱える女性を早期に把握し、庁内関係部署や民間団体、関係機関とともに切れ目のない支援を実施するために、「（仮称）国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を策定しました。

2 女性支援の経緯と国立市の女性支援の変遷

1956（昭和 31）年 5 月に売春防止法が制定され（1957（昭和 32）年 4 月施行）、婦人保護事業が国の行政の中に位置づけられました。婦人相談所、婦人保護施設とともに婦人保護事業の実施機関としての役割を担う婦人相談員（現：女性相談支援員）が、全国で 468 名任命され、福祉事務所や婦人相談所等に配置されました。

婦人相談員の仕事は、売春防止法に伴い廃業となる女性たちの今後の生活について相談や売春防止法 5 条（売春目的で勧誘する行為）違反により検挙された女性の相談が中心になっていきました。

その後、社会状況の変化の中で、5 条違反者からの相談は減少し、夫からの暴力や異性関係のトラブル、未婚の母、家族間の紛争など、様々な問題が行政に持ち込まれるようになりましたが、これらの問題に対応できる相談援助の窓口が十分に整っていなかったことから、婦人保護事業のあり方を問う声が上がるようになりました。

1970（昭和 45）年には、厚生省社会局通達で「転落未然防止の見地から対象範囲の拡大」の見解が示され、従来の対象者である「売春を行うおそれのある女子」に加え、「正常な社会生活を営む上で障害となる問題を有する者で、解決する専門機関が他にない者」へと婦人保護事業の対象者が拡大され、婦人相談員は様々な問題に対応することになりました。

その後も、通知・通達により婦人保護事業の対象者は拡大し、売春防止法のほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制に関する法律」、「人身取引対策行動計画」が婦人保護事業の根拠規定として加わり、離婚や家族問題、貧困など多様な生活課題の相談に対応してきましたが、「保護・更生」を目的とする売春防止法に基づく婦人保護事業では多様化し複雑化する女性のニーズに対応するのに限界がありました。

2018（平成 30）年 7 月には厚生労働省子ども家庭局主催の「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」が開催され、婦人保護事業の将来的な在り方について検討が行われ、人権の擁護と男女平等の実現、様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度の必要性、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供すること、行政・民間団体との連携・協働による早期かつ切れ目のない支援を目指すこと等が指摘されました。また、国会においても、婦人保護事業の売春防止法からの脱却を目指す動きが強まり、2022（令和 4）年 5 月、議員立法で「困難な問題を抱える女性への支援に関す

る法律」が成立し、2024（令和 6）年 4 月から施行されました。

多摩地域においては、東京都から婦人相談員が市町村に出張し相談支援を行っていた時代を経て、1990（平成 2）年度には、東京都から国立市へ職員の派遣が行われ、母子及び寡婦福祉法と売春防止法に基づく女性への相談支援が行われることとなりました。

国立市では 2004（平成 16）年に市において母子・父子自立支援員を設置し、婦人相談員と兼務し、一人の職員が両方の相談を受け持つ形となりました（当面の間、都の婦人相談員による OJT が実施されました。）。女性相談は当初生活福祉課で実施しており、その後の組織改正により 2008（平成 20）年から児童課、2013（平成 25）年から子育て支援課で行われました。

2017（平成 29）年の組織改正時に、婦人相談員と母子・父子自立支援員とを兼務から個々の専任に切り替え、人権や男女平等参画の所管である市長室で実施することとなりました。

3 困難な問題を抱える女性とは

(1) 国立市の女性支援の現場でみえること

女性支援法では、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいうとされています。また、基本方針では、女性が女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥る恐れがあること等を前提としたものであるとされています。

近年は男性に対する性暴力被害の問題が顕在化していますが、各種統計からも明らかなように被害者の多くは女性です。また、家事や育児、介護といった無償労働の多くを女性が担っている一方で、有償労働においては男女間の賃金格差や非正規雇用の女性への偏りなど、構造的な男女間の格差が依然として存在しています。また、コロナ禍では、無償労働の問題が浮き彫りになったほか、DV 件数や自殺者数の増加、雇用環境の悪化など、女性を取り巻く環境は深刻化しました。

では女性支援法で言われる「困難な問題を抱える女性」とは、一体どのような女性なのでしょうか。国立市の女性支援や市内の民間団体による支援の現場から見えてきたことは、夫やパートナーを含め、家族や親族などのごく身近な関係の中での問題を抱えた方からの相談が多いということです。

家族や親族との関係の中で、母として、妻として、娘として、姑として、女性としてという性別役割分担意識に縛られた苦しさ、女性が背負わされているものではないでしょうか。「女性が女性である」ことにより生じる課題とは、まさにジェンダーに起因する課題であると言えると考えられます。

また、近年は若年女性への支援が求められており、国立市においても 10 代から 20 代の若年女性からの相談が年々増えています。その一方で、高齢、しょうがい、ひとり親などのカテゴリーに該当しない「中高年単身女性」に対し、支援が届きにくい状況があり、行政として認識しなければならない課題であると考えます。

さらに、女性が抱える困難性は単一のものではなく複数の課題が重なり合い、女性であることの困難性に加えてしょうがいによる困難性が重なるケースや、外国籍であることでの困

難性が重なるケースなど、複合的な要因が複雑に絡み合い、解決に中長期の時間がかかる状況も見られます。

（２）多様な性のあり方を踏まえて

基本方針では、性自認が女性であるトランスジェンダーについては、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮して、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましいとされています。

トランスジェンダーについては、法的性別を変更しているか否か、自認する性別に沿って社会生活を送っているか否かといった状況が様々であり、性自認についても女性／男性と明確に分けられない「曖昧さ」を有する場合があります。女性として社会生活を送るトランスジェンダー女性については、シスジェンダー女性と同様に、経済的な課題等、女性であることによって生じる課題を抱える傾向があるものと考えられます。一方、トランスジェンダー男性であっても、身体的状況によっては予期せぬ妊娠等の問題が生じるといったことが考えられます。

本計画では、女性として法的に登録されていること、女性としての身体的特徴を有していること、女性としての社会生活を送っている／送ってきたことなど、女性としての背景事情に起因する様々な困難性を抱える人を「困難な問題を抱える女性」と捉え、その問題の解消に向けた様々な支援を行っていきます。

※トランスジェンダー：生まれた時に割り当てられた性と異なる性を自認する人

※シスジェンダー：生まれたときに割り当てられた性と同一の性を自認する人

4 基本理念

本計画の基本理念は以下の3つとします。

「女性の人権を尊重し、ジェンダー平等の地域をつくること」

「一人ひとりの女性の意思が尊重されたパーソナルサポートを目指すこと」

「民間団体との協働による、当事者中心の支援を実施すること」

本計画においては、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、年齢や国籍、しょうがいや疾病の有無などを問わず、すべての女性が主体的に自分の人生を歩んでいくことができるために、困難な課題を抱えた際に行政と民間団体とが協働して支援を提供できる地域づくりを目指していきます。そのことにより、困難な問題を抱える女性だけでなく、すべての人が暮らしやすい地域を目指していきます。

これらの基本理念のもと、本計画の基本的な考え方として、女性支援法の基本理念である「人権の擁護・男女平等の実現」、「本人の意思の尊重」、「官民協働の支援」の3つの考え方を以下に示します。

（1）人権の擁護・男女平等の実現

女性支援法では、女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することとされています。女性が女性であることで負わされている困難の中で、とりわけ女性の尊厳を傷つけ、回復に長期的な時間を要し、深刻な被害であるハラスメントやDV、性暴力、性的搾取等から女性を守り、女性の人権を擁護する観点での女性支援が必要です。

また、女性の困難さを生じさせているのは女性個人の問題ではなく、社会構造上の問題であると捉えなければなりません。SDGs（持続可能な開発目標）では、17の目標のうち目標5として「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられ、令和6（2024）年4月からの「国立市第6次ジェンダー平等推進計画」においても、ジェンダー平等社会の実現を掲げています。社会の中で雇用や賃金などの男女の機会均等の制度は確立されているものの、実態としては男女の格差は依然として埋まっていませ

ん。

市の女性相談や男女平等参画ステーション、民間団体での相談の中には、女性として、母として、妻として、家族親族や職場などからのジェンダーバイアスや性別に基づいて期待される役割であるジェンダーロールに苦しむ女性の声が多く見られています。

女性相談支援員や女性支援に関わる支援者は、女性の人権尊重の視点とジェンダーの観点を理解し、個々の相談はその人の問題だけではなく、広く地域の課題であり社会の課題であるという認識を持ち、必要に応じて新たな支援策や施策に反映させていくことが求められます。

（２）本人の意思の尊重

女性支援法の基本理念では、「困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら課題に対する最適な支援が受けられること」とされています。

売春防止法では保護・更生が目的とされたことから、支援という概念や本人の意思の尊重という考え方は十分に含まれていませんでした。女性支援法は福祉に関連する法律として当事者の意思の尊重という理念が柱の１つに盛り込まれたことに大きな意義があります。

では、本人の意思の尊重とは一体どのようなことなのでしょうか。

複合化した困難な問題を抱える女性は、相談員からの様々な支援方法やサービス、関係機関の情報に対して即座に決めることが大変難しいものです。また、これまでの人間関係や生育歴等から自己決定の体験を奪われてきた方もいます。まずは相談機関や相談員との関係の中で自身の気持ちや意思を表現しても良いということを感じていただき、目の前の問題をどのように解決していきたいか、今後どのように暮らしていきたいかなど本人自身が自己決定できるための十分な情報提供や意思形成への支援が必要です。

一方で、本人の意思の尊重とは本人の言葉通りに支援を行うということではないと考えます。提供する情報が十分に届いているか。支援者が相談者本人の意思を十分に引き出せているか。明らかにリスクが高いと判断される場合などは、ご本人の希望を受け入れるべきではないこともあります。改めて支援経過を振り返るとともに、丁寧な対話を重ね、本人の真の望みを理解し、共に考えていく姿勢が重要であると考えます。

（３）官民協働の支援

女性支援法では、困難な問題を抱える女性への支援を行政と関係機関、民間団体とが協働し、早期から切れ目なく実施することとしています（第３条第２号）。

また、市町村においては、困難な問題を抱える女性の支援を行っている民間団体の自主性を尊重し、支援にあたり当事者の意向に留意しながら業務を行うとされています（第１３条第２項）。

さらに、地方公共団体は困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体に対し、必要な援助を行うよう努めることとされ（第１９条）、市町村は支援に関し民間団体に委託して行う場合には費用を支弁しなければならないとされています（第２０条）。

国立市ではこれまでも医療機関や弁護士事務所、居住支援法人などの関係機関や女性への支援活動を行う民間団体とも多数連携した支援を実施し、各機関の専門性や先駆性、柔軟且つ多様なサービスなどを活用し、当事者の困り事の解決を目指し支援にあたってきました。

また、2019（令和元）年度からは、国立市内の民間女性支援団体との協働事業である「国立市女性パーソナルサポート事業」を実施し、市の女性相談支援員と民間女性支援団体の相談員とが一緒に支援を実施しています。本事業開始後に新型コロナウイルス感染症が蔓延し、生活困窮やDVなどの増加により、市の女性相談や男女平等参画ステーション、市内民間女性支援団体の相談件数がコロナ禍以前の２倍以上の増加となりました。しかし、本事業により、官民協働の支援体制が構築されたことで、様々な課題を抱えた相談者の相談対応を行うことができました。

女性支援法の基本理念に掲げられている本人の意思の尊重を実現していくためには、行政だけでの支援では限界があります。

国立市において民間団体との協働や連携を行う際の基本的な視点を以下にまとめます。

- 行政、民間団体の互いの特徴を生かし合うこと
- 対等な立場として協働すること
- 民間団体の自主性を尊重すること

官民協働支援はあくまでも支援のプロセスであり、協働の目的は本人の意思を尊重した支援を実施することにあります。

一方で、協働・連携のパートナーである民間団体の継続的な支援活動を行うためのサポートも必要です。民間団体からの意見では、行政や関係機関等からいわゆる丸投げ状態で相談者の支援依頼が入っていることが課題となっています。民間団体が持続的な支援を行うためにも、行政において民間団体との協働を図るために委託事業や補助事業などを構築し、必要な経費を予算化することが重要です。一方で、限られた財源の中で予算を確保することは簡単でないことから、国や東京都からの補助金等を効果的に活用すると共に、必要な補助金制度等に関して国や東京都に要望していくことも重要です。

国立市における女性支援の協働機関として、市の女性相談、男女平等参画ステーション、夜間・休日女性相談事業委託事業者、女性パーソナルサポート事業委託事業者の4機関があります。4機関が集まる連絡会を定期的に行き、相談支援での連携に加えて課題の共有や必要な支援の検討などの協議を行ってきました。それぞれの事業の特徴や相談者の状況を共有することで、市としての課題把握や必要な施策の検討が実現できます。連絡会の頻度や内容をさらに深め、効果的な連絡会にしていく必要があります。



5 4 本の柱

(1) 女性相談支援員

女性相談支援員はこれまで売春防止法において、婦人相談員という名称で婦人保護事業の担い手とされてきました。婦人相談員はその後に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等でも位置づけられてきましたが、女性支援法により包括的な女性を支援する中心的な立場として明確になりました。

女性支援法では「困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（第 11 条）」とされています。相談者の発見から相談、調整、同行支援等の自立支援までを一貫して担うとともに、庁内や民間団体、関係機関との調整役としての役割も求められます。

しかしながら、全国的女性相談支援員の配置状況は、未配置の自治体もあるほか、大規模な自治体であっても数名の配置、会計年度任用職員での配置、ひとり親家庭の支援を担う母子・父子自立支援員との兼任としている自治体もあり、自治体により状況は様々です。

国立市では女性相談の所管部署を人権・男女平等参画の施策を担当する政策経営部市長室に置き、人権の視点、ジェンダー平等の視点を合わせ持って一体的に取り組んでいます。また、正規職員と会計年度任用職員がそれぞれ配置され、2024（令和 6）年度時点で 4 名の配置状況となっています。さらに、2017（平成 29）年度の組織改正により母子・父子自立支援員との兼務を解消し、女性相談支援員を専任で配置しています。

このような背景や位置づけを踏まえ、女性相談支援員の役割を以下に整理します。

- 相談の入口から自立支援までの一貫した支援の中心的存在
- 庁内の関係部署とのコーディネート役
- 民間団体等との調整役
- 個々の相談支援を地域課題として位置付け、施策構築への担い手

女性相談支援員が専門性を発揮した相談支援を行うためには、組織として女性相談支援員の仕事や役割を理解することが大切です。女性相談支援員の人材育成や支援スキルの向上、メンタルヘルスへの対策など組織的なサポートが必要です。

また、自治体間で女性相談支援員同士の横のつながりを作るなど、情報交換や課題検討などネットワークの構築も大切です。

(2)女性相談支援センター

女性相談支援センターは、女性支援法の施行に伴い、制度上の名称が「婦人相談所」から改められました。都道府県における女性支援の中核的専門機関であり、配偶者やパートナーからの暴力や家庭内のもめごと、ストーカー被害等、困難な問題を抱える女性の様々な悩みへの相談に相談員が応じ、緊急的な一時保護や問題の解決に向けた支援を行っています。都道府県に設置義務があるほか、政令指定都市も設置が可能です。東京都の場合、23区と多摩地域に1か所ずつ女性相談支援センターが設置されています。

暴力被害や性的搾取、経済的困難等、複合的な課題を抱えた支援対象者に対し、相談者の立場に立って相談に応じ、区市町村に置かれている女性相談支援員または相談を行う機関について情報提供を行います。区市町村の女性相談支援員が、支援に行き詰まりを感じた際には、女性相談支援センターが女性支援の専門機関としてスーパーバイズ等区市町村のサポートを行います。

また、暴力やストーカー被害、居所の喪失等、生命や心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合、支援対象者及びその同伴する家族の安全確保のため、一時保護を行います。東京都では、都内5か所の女性自立支援施設と、母子生活支援施設、民間シェルター各1か所と委託契約を結び、一時保護を行っています。

女性相談支援センターで相談や一時保護をした支援対象者については、心身の健康の回復を図るため医学的・心理的な援助を行います。心身の状況をきちんとアセスメントすることで、安心安全な生活とともに自立を図るためのより適切な支援の提供につなげます。

また、困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労支援や住宅確保、保育等に関する制度の利用等について、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。加えて、支援を受け居住することのできる施設利用について、情報提供や助言を行います。

(3)女性自立支援施設

女性自立支援施設は、DV等の被害者や居所がないといった保護が必要な女性等に対し、

中長期的に支援を行う施設です。売春防止法のもとでは、売春を行うおそれのある女性を收容保護し、更生するための施設とされていましたが、女性支援法が成立したことにより、自立を支援する女性福祉施設として大きな転換をとげました。

女性自立支援施設は、一時保護の委託先としても活用され、それぞれの場合に応じて必要な支援を行っています。東京都は、都内外に6施設の自立支援施設を持っています。

女性支援法では「都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させ、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的または心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のために、その生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設を設置することができる。(第12条)」とされています。

女性自立支援施設の職員は、本人の意思を尊重し、個別の自立支援計画に基づき、支援を行っています。本人が抱える諸課題に応じ、弁護士への相談、生活保護や貸付制度等の紹介、金銭管理等の支援を行います。また、本人の健康状態や状況に応じ、就労支援やしょうがい福祉サービスの利用支援、アパート探し等の支援を行います。

DV等の加害者による追跡がある場合の就労・通学については、女性支援法施行後も引き続き安全面の課題があるため、関係機関や自治体との連携が必要です。

(4)民間団体

国立市の女性支援の民間団体との協働事業は以下となります。今後も協働機関を広げながら取り組みを進めていく必要があります。

① 国立市女性パーソナルサポート事業

本事業は、一時保護施設の利用を選択しないまたは選択することが出来ない方に、短期間の滞在場所を提供する「短期宿泊事業」と、中長期的な支援が必要な方に対して、民間女性支援団体による継続的な支援を行う「自立支援事業」の2本の柱で事業を構成し、制度の狭間に陥る女性のエンパワーメントを図る事業です。

2019(令和元)年度にスタートした本事業は、短期間の宿泊先として都内のホテルやシェアハウス等と提携し、2021(令和3)年度には市内にも一時的に宿泊可能な居室を整備するなど、複数の宿泊先を準備しました。また、宿泊利用中の就労や通学、携帯電話等の使用も相談者の希望、状況に合わせ柔軟に判断しています。

自立支援事業は市内の民間団体に事業委託し、継続的な相談対応や通院、弁護士事務所等への同行支援、居場所の提供などを委託しています。市の女性相談支援員と民間団体相談員とが相談者本人の意思を踏まえ、支援の方向性を共有し、役割分担を行い一体的な支援を実施する事業となっています。

② 夜間・休日女性相談事業

市役所が閉庁している夜間帯や休日に女性の困り事の相談を受ける電話相談事業です。本事業は電話相談を専門としている民間団体に委託しています。相談の特徴としては家族や友人、職場などでの人間関係の悩みを抱えたものが多く、匿名での相談にも対応しています。日常の暮らしや職場の中で感じた不安などを匿名で相談できるということが、相談のしやすさにつながっています。「夫や子どもが寝た（外出した）ので電話しました」といった市役所が開いていない夜間、休日のわずかな隙間を見て電話をかける相談者もいます。

電話相談という顔の見えにくい相談であるため、相談員は電話越しから届く声に意識を集中し、声の調子や間に合わせ、相談者の主訴や感情を受け止めていきます。相談の内容によっては女性相談や他の相談機関につなげるケースもあります。

③ 男女平等参画ステーション

2018（平成 30）年 4 月に施行した国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の推進拠点として、同年 5 月に「くにたち男女平等参画ステーション（愛称パラソル）」を国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内に開設しました。駅近の立地をいかして、多くの市民に向けて相談支援や啓発事業に取り組んでいます。運営は民間事業者に委託して行っています。相談支援としては、常設の「生きかた相談」と、法律・職業・心理・SOGI※の「専門相談」があります。他自治体の男女共同参画センターでは、女性を対象とした相談が中心ですが、くにたち男女平等参画ステーションでは性別にかかわらず相談に対応しており、男性からの相談も多いのが特徴です。

※SOGI：性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）を合わせて、性のあり方を包括的に表す言葉として使われる。

第2章 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は女性支援法第8条第3項に基づく市町村基本計画です。

国立市第6次ジェンダー平等推進計画と密接な関連を持つ計画です。

2 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度～2028（令和10）年度までの4年間です。

2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度
困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画				
国立市第6次ジェンダー平等推進計画				
（仮称）国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画				

3 計画の策定方法

本計画は、附属機関である男女平等推進市民委員会が計5回の審議を経て提出した答申を踏まえ、庁内組織である男女平等推進本部にて議論のうえ策定しました。策定に当たっては、政策経営部市長室内の女性相談支援の担当と男女平等参画及び人権の担当が連携して進めました。

（パブリックコメント結果について追記予定）

第3章 現状・課題の分析と施策

1 関係者等へのヒアリング

(1) 当事者へのヒアリング

①実施期間：2024（令和6）年8月

②対象者：市女性相談への相談歴があった相談者 計9名

③実施方法：女性相談支援員等が電話または対面により聞き取り

④ヒアリング事項

「気持ちに寄り添ってもらえたと感じたか」、「意思が尊重されたと感じたか」、
「必要な情報は得られたか」、「短期宿泊の利用はどうだったか」等

⑤主な意見 （一部、上記期間以前に聴取した意見（計4名）を含む）

- ・どの相談員も話をよく聞いてくれるが、特定の相談員だと話しやすい。
- ・相談員は話を聞いてくれればよいのに、余計な助言や病院のことを聞かれた。
- ・施設まで同行してもらえて心強かった。通院同行などはありがたい。
- ・愚痴や不安を聞いてくれて助かった。寄り添ってもらえたと感じた。
- ・選択肢がある場合はその説明を先に受けてから、1人で考える時間がほしい。
- ・どう相談して良いか分からない気持ちを汲み取って欲しい。
- ・「法律がこうだからできない」ではなく、「検討します」という姿勢を見せてほしい。
- ・面談や電話は負担だが、メールだと考えながら書けるので相談しやすい。
- ・市役所は聞いたことには答えても、それ以上の情報は教えてくれないことが多い。
- ・今は自身が選ばない選択肢でも、今後のために詳細を教えて欲しかった。
- ・困った時に短期宿泊施設を利用することができ感謝している。
- ・シェアハウスを利用したが、他の利用者の子どもの声が気になった。

(2) 庁内関係部署へのヒアリング

①実施期間：2024（令和6）年9月～2025（令和7）年1月

②対象：庁内関係部署 計7部署

③実施方法：女性相談支援員等が対面により聞き取り。

④ヒアリング事項

⑤主な意見

- ・組織として連携して支援する一方で、役割分担を明確にしていないことにより支援が滞ったケースがあった。連携部署間での情報共有と役割分担の明確化が必要。
- ・市と関係機関が、それぞれの能力を活用し連携を図ることが重要。
- ・生活福祉や女性支援の部署に、女性の支援を専門にした就労支援員がいると良い。
- ・児童相談所は原則18歳未満の子どもに関する相談等を受け付けているが、相談者が18歳間近であると児童相談所が積極的に関与しないケースがあり、庁内が連携して対応する必要がある。
- ・コロナ禍の影響や相談窓口の浸透により相談件数が倍増し、人手が足りず十分な支援が行えないときがある。
- ・精神的不調や不安感を抱える相談者が多く、市役所でもカウンセリングが実施できるように心理職を配置できると良い。
- ・職員は定期的な人事異動があるため、研修を通じた人材育成が必要。
- ・市内に乳児のショートステイ先がなく、受け入れ先が必要。
- ・宿泊先が見つからなかった時の対策が必要。

(3) 公的関係機関へのヒアリング

①実施期間：2024（令和6）年11月～12月

②対象：公的関係機関 計2機関

③実施方法：メール及び書面により聞き取り。

④主な意見

- ・ 支援力、支援員のスキルアップのため研修内容を充実し、各市町村の女性支援力の向上を図る。
- ・ 支援調整会議の積極的な活用を通じて、各市町村における各所管の庁内連携が進み、相談者支援のための連携・協力体制が強化できるよう期待している。
- ・ 多摩地区での先駆的モデルケースとして、取組内容を発信し、各関係機関に情報共有して頂けるよう要望する。
- ・ 住民基本台帳事務における支援措置申し出について、より良い手続き支援の方法を検討していく。
- ・ DV等の被害者支援を行うにあたり、相談していただきながら連携していきたい。
- ・ DVやストーカー被害者の夜間・休日の一時的避難先が複数なく苦慮することがある。

(4) 民間団体等へのヒアリング

①実施期間：2024（令和6）年9月～11月

②対象者：市と連携・協働している民間団体等 計7団体

③実施方法：女性相談支援員等がメールまたは対面により聞き取り

④主な意見

- ・支援者の高齢化が進んでおり、支援の担い手の育成が必要。支援に関する費用や人材確保のための資金を含めた財政援助と、民間団体の積極的な掘り起こしを行ってほしい。
- ・既存のサービスの利用だけでは、問題が解決しないケースも多く、個人のニーズに対応した自立支援が必要。
- ・都内の自治体間では、同じ水準の支援を同等の円滑さで受けられるようにしてほしい。
- ・当事者が適切な支援に繋がるために、関係機関（児童相談所、警察、福祉事務所など）や他自治体との連携体制の構築が課題であり、ネットワークづくりと中核的・先導的役割の明確化が必要である。
- ・民間団体が相談者を自治体の窓口に連れて行った場合は、自治体間で連携を取って対応を引き継いでもらいたい。
- ・希死念慮が強く精神状態が良くない女性は、一時保護をしてもらえない状況がある。精神科からの退院先がないというケースもある。
- ・支援員には、実際に現場を見て学ぶ機会を多く持ってほしい。特に福祉事務所や社会福祉協議会と民間との連携は不可欠であり、ともに支援にあたっていってほしい。
- ・市長や議会構成が変わったとしても、市の女性支援体制の弱体化が起きないようにしてほしい。
- ・DV等があり、市へ繋げる際に夜間や休日、祝日だとタイムラグが発生する。夜間休日、緊急時の相談者を支援先につなげることが必要。
- ・事例検討会等、関係機関で勉強会等を開催し、支援や対応方法を検討し方向性を共有するのは有効だと思う。また、変化目覚ましい中、他の支援団体との役割共有なども含め、年一度程度の会議等で、女性支援のあり方を確認することが必要。
- ・外国人女性の居場所がなく、言葉の問題や心の壁がある。生活の情報が入りにくく、日本社会との接点がない人が多い。市役所に外国人がいつでも相談できる窓口や「やさしい日本語」の使用のほか、転入時に相談窓口を案内するチラシが渡せると良い。

(5) ヒアリングから見えてきた主な課題

- ・ 相談者が抱える複合的な課題を整理し、関係機関と調整を行う役割が必要。
- ・ 相談窓口が分かりやすい、行きやすいなど対象者が助けを求めやすい環境づくりが必要。
- ・ 組織の垣根を越えて、支援の現場が連携しやすい環境が必要。
- ・ 個々の相談者の状況に寄り添った中長期的な伴走型支援が必要。
- ・ 若年女性等、支援が必要でも行政機関につながりにくい方に対して、積極的なアウトリーチ等の支援体制の構築が必要。
- ・ 自立に向けて相談者本人の意向や就労意欲に応じた就労支援が必要。
- ・ 個別性や自立の段階によって選択できる多様な施設・居所の確保が必要。
- ・ 相談者が抱える精神的課題等に安心して対応できる相談体制を図るため、支援部署内に心理職の配置が必要。
- ・ 行政と民間団体等の協働の仕組みや連携体制の構築。
- ・ 民間団体等の安定した運営基盤（財政面及び人材確保）。
- ・ 多様化、複雑化した問題に対応できるスキルを持った相談員の育成。
- ・ 外国人支援の際の言語や文化の壁。
- ・ 夜間帯への対応の検討。
- ・ 女性相談支援員のスキルアップを図るため、研修への参加を増やすことが必要。
- ・ 地域により連携密度に差があるため、切れ目ない支援のための連携強化が必要。
- ・ 被害者、加害者にならないための啓発が必要。

2 データの把握

「都内」は、東京都内の市、区、西多摩福祉事務所・支庁の合計

「25 市」は、国立市を除く東京都内の 25 市の合計

「23 区」は、東京都内の特別区の合計

（１）女性相談支援員人数

2017（平成 29）年度より母子・父子自立支援員との兼務ではなくなり、女性相談支援員が専任となりました。相談業務の増加に伴い 2018（平成 30）年度より 3 名体制になり、コロナ禍で相談件数の増加傾向が続いたため、2022（令和 4）年度からは 4 名体制となっています。

国立市 （各年度 4 月 1 日時点）

年度	常勤 (専任)	非常勤 (専任)
2017（平成 29）	1 人	1 人
2018（平成 30）～ 2021（令和 3）	2 人	1 人
2022（令和 4）～	2 人	2 人

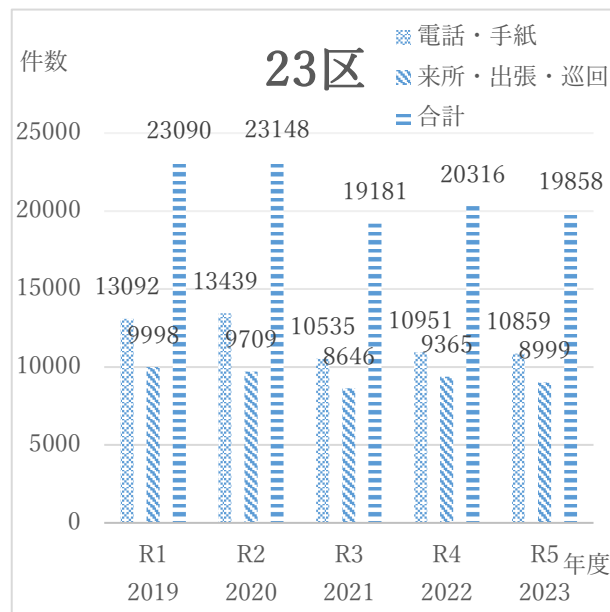
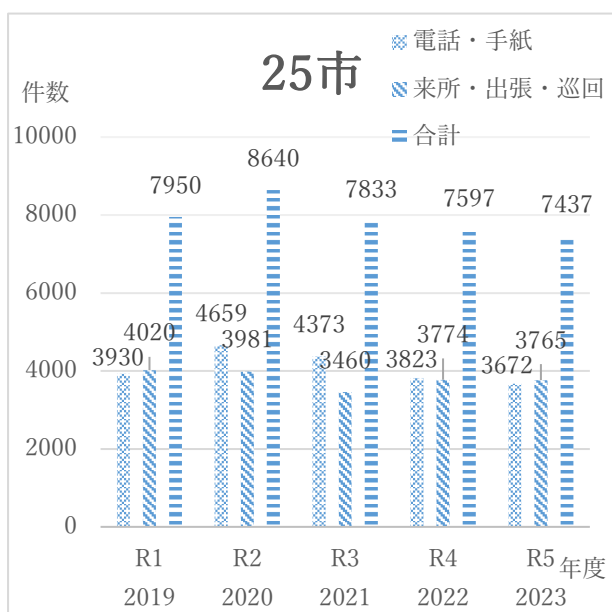
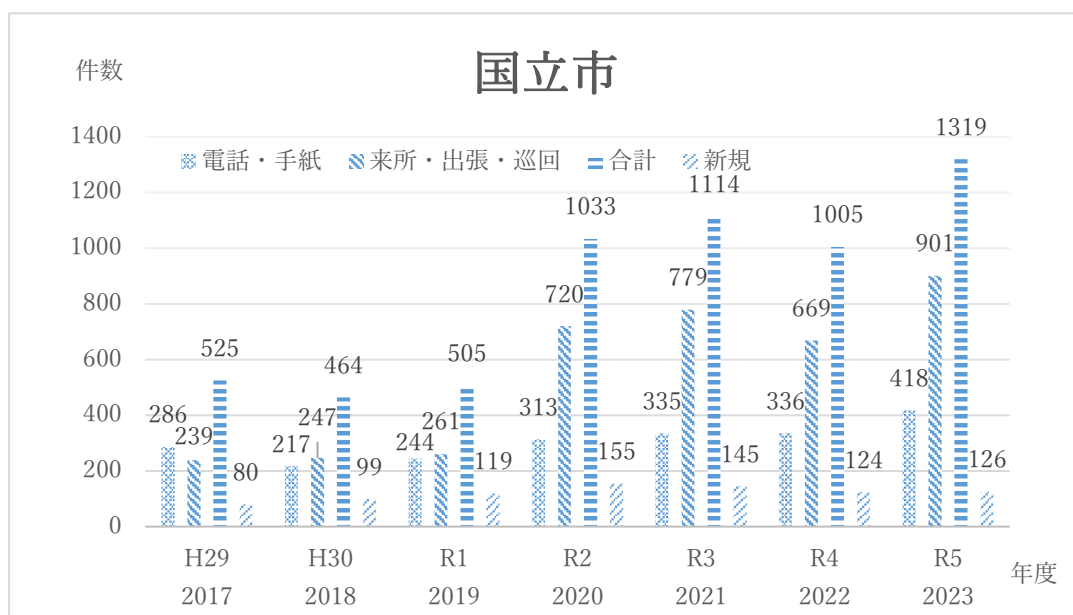
都内 （2023（令和 5）年 4 月 1 日時点）

合計		230 人
常勤・非常勤 区分	常勤	137 人
	非常勤	93 人
専任・兼務 区分	専任	48 人
	兼務	182 人

(2) 女性相談支援員が受け付けた相談件数

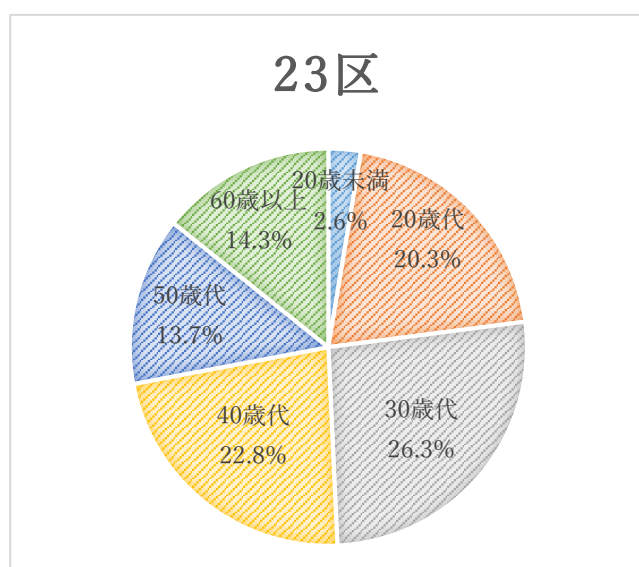
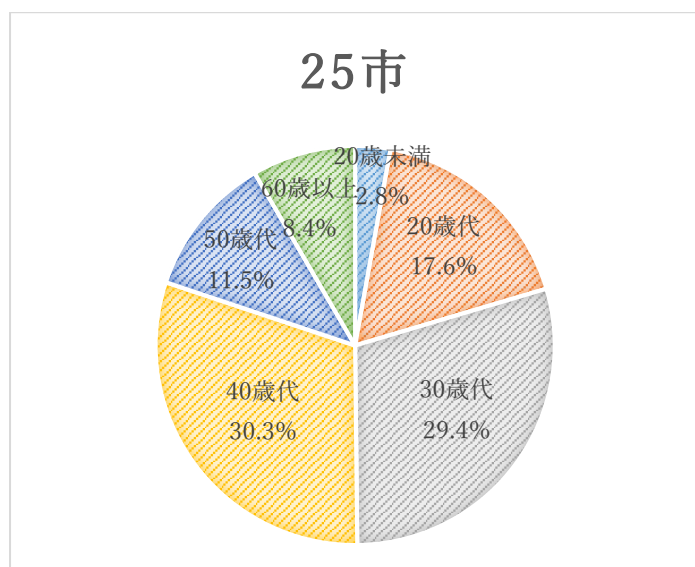
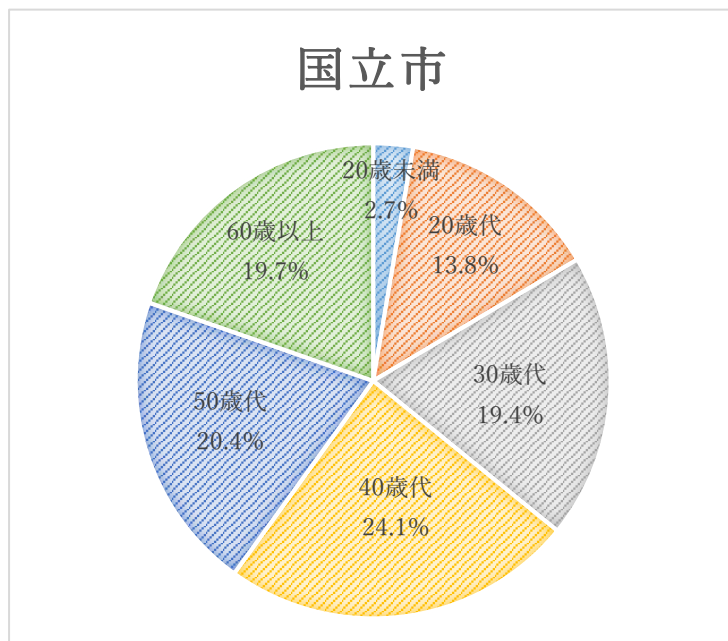
国立市では例年 500 件程度の相談件数で推移していましたが、コロナ禍の 2020（令和 2）年度に相談件数が倍増し、以降増加傾向が続いています。

増加の要因としては、緊急事態宣言により外出を控えるようになって家族間のトラブルが増加したり、もともとあった問題が顕在化したりしたこと、2019（令和元）年度から始めた女性パーソナルサポート事業が本格稼働し、各種給付金の対応を契機に相談につながったこと、一人一人に対しきめ細かな支援を展開したこと等が考えられます。



（３）女性相談支援員が受け付けた相談件数（年代割合）

国立市では 50 歳代以上の方からの相談が多い傾向が見られます。母子・父子自立支援員との兼務ではないことから、ひとり親相談から直結した相談が少なく、子育て世代の相談件数が少ないことも理由として考えられます。これまで若年女性の相談は少ない傾向でしたが、徐々に若年女性への支援が増えてきています。

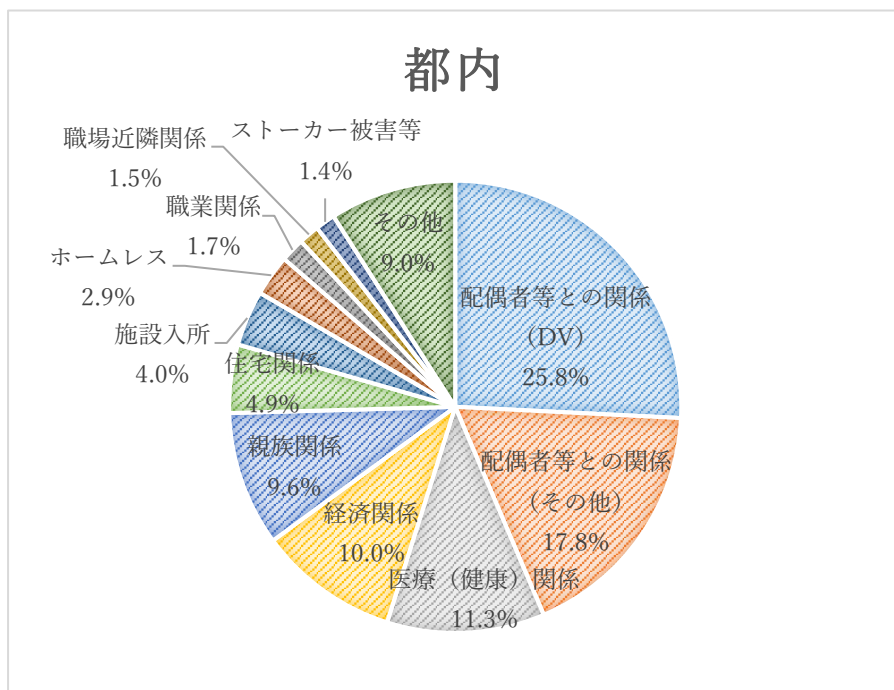
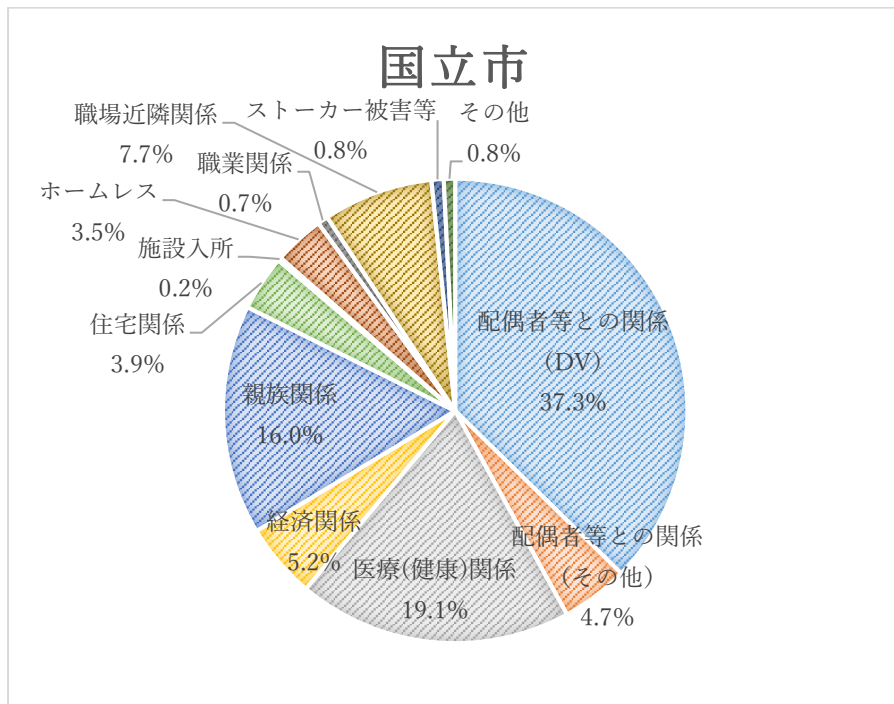


※国立市は 2021（令和 3）年度～2023（令和 5）年度の合計。25 市・23 区は 2023（令和 5）年度。

来所・出張・巡回による相談のみ。

(4) 女性相談支援員が受け付けた相談件数（相談内容割合）

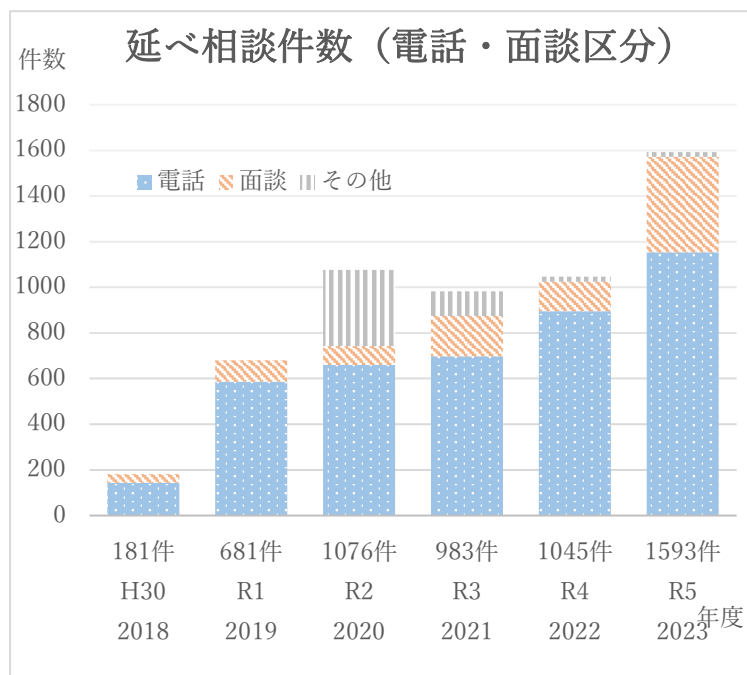
国立市では配偶者等との関係（DV）の占める割合が多くなっています。DV 支援は、避難から生活再建まで 1 人に対する支援・相談回数が多くなることが要因の一つとして考えられます。ここでは相談内容の主訴のみ取り上げていますが、個々の相談内容を見ると、相談内容は多様であり、複合的な課題を抱えている人も少なくありません。



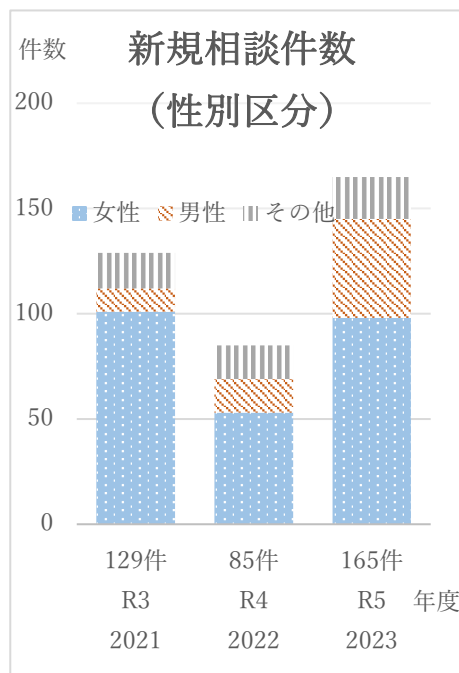
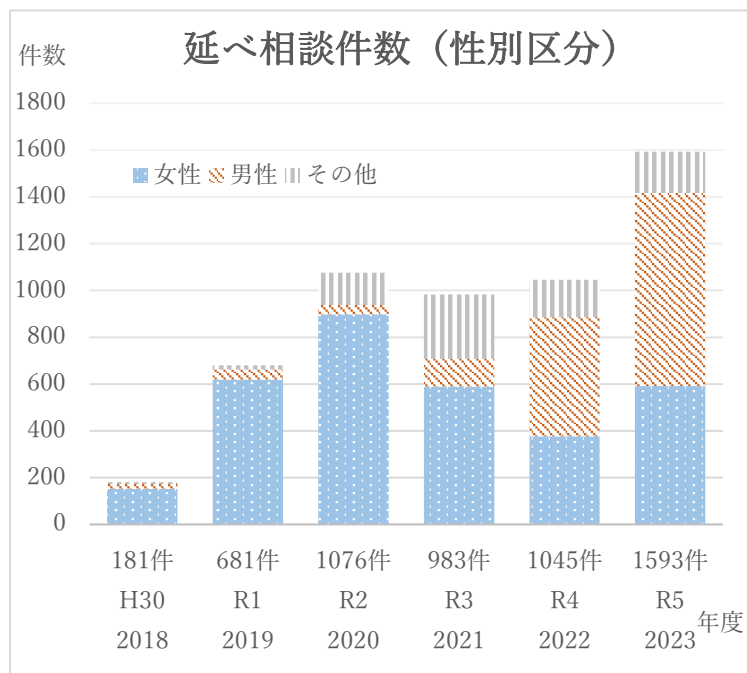
※国立市は 2021（令和 3）年度～2023（令和 5）年度の合計。都内は 2023（令和 5）年度。

（５）男女平等参画ステーション 生きかた相談件数

2018（平成 30）年度の開設以降、相談件数は増加傾向にあります。相談窓口が認知されてきたことのほか、コロナ禍による影響が考えられます。継続的な相談が多く、特に男性は継続相談が大半を占めています。



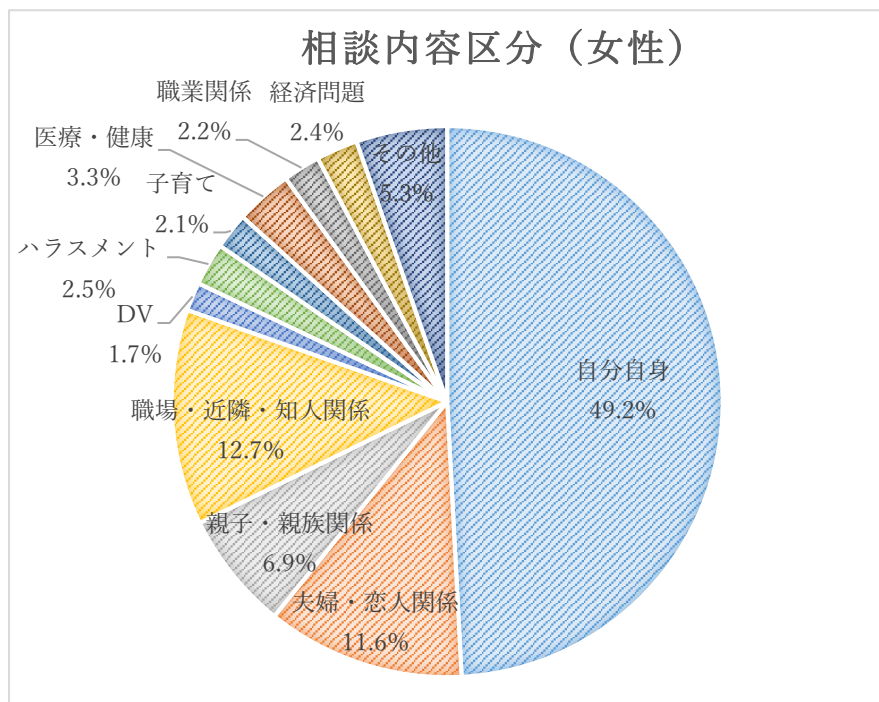
※その他は、LINE、メール、手紙等。2020（令和 2）年 4 月～2021（令和 3）年 3 月に LINE 相談実施。



※その他には、不詳、関係機関からの情報共有を含む。

（６）男女平等参画ステーション 生きかた相談 相談内容

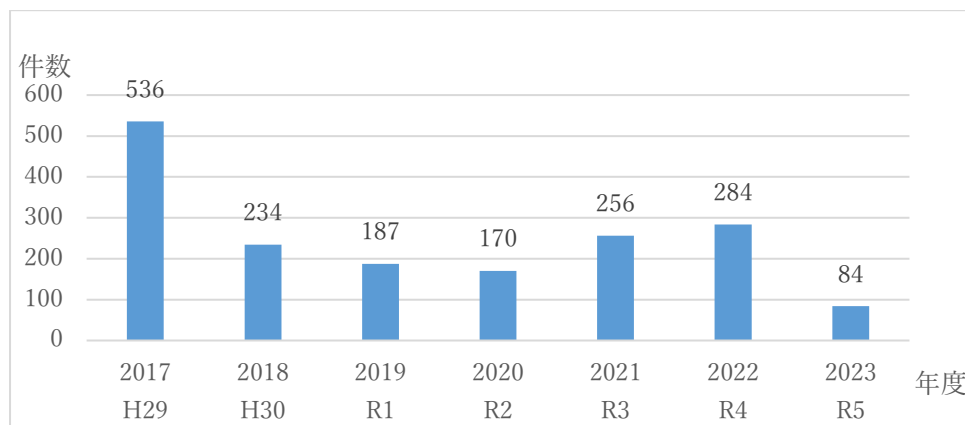
「妻としての役割」や「母としての立場」などジェンダー規範やアンコンシャス・バイアスに起因する相談が多く見受けられます。経済的困窮や暴力被害により深刻な状況に陥ってからの相談より、自分自身や周りとの人間関係により生じる「生きづらさ」に関する相談が多い傾向です。なお、男性の相談内容区分は８割超が「自分自身」です。



※2021（令和 3）年度～2023（令和 5）年度の合計

（７）夜間・休日女性相談 相談件数

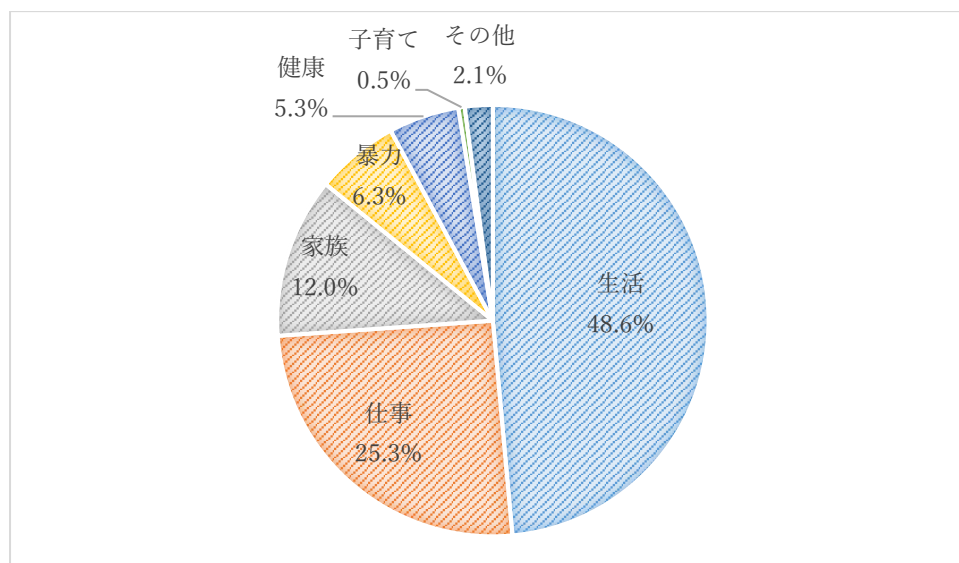
2017（平成 29）年度は市役所の閉庁時間（平日 17：15～翌 8：30、土日祝日 24 時間）全てに対応をしていたため、相談件数が多くなっています。その後、相談件数の推移を見ながら、開設時間や曜日を変更しています。



開設時間			
2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（令和元）年度	2020（令和 2）年度～
平日：17：15～翌 8：30	平日：17：15～22：00	平日：19：00～22：00	月水金：19：00～22：00
土日祝：24 時間	土日祝：8：30～17：15	土日祝：17：00～22：00	土日祝：17：00～22：00

（８）夜間・休日女性相談 相談内容

生活や仕事、家族に関する相談内容が多く、暴力に関する相談のように緊急を要する相談は比較的少ない傾向にあります。仕事などの関係で日中や平日には相談できない方もいるため、市役所閉庁時の相談窓口は継続していきます。



※2021（令和 3）年度～2023（令和 5）年度の合計

(9) 女性の一時保護件数

相談件数の増加に伴い、一時保護件数も増加しています。一時保護の利用に至らない方を女性パーソナルサポート事業が補完している部分もあります。退所先が決まるまで2週間以上の日数を要するケースが多く、疲れた心身を休めてこの先の生活を安心して考えるためには1か月以上を要することもあります。

年度	2017 平成 29	2018 平成 30	2019 令和元	2020 令和 2	2021 令和 3	2022 令和 4	2023 令和 5
公的シェルター利用件数	3	1	2	4	11	3	4
(平均在所日数)	29.3	7.0	22.0	26.3	18.2	11.7	17.3
民間シェルター利用件数	0	0	0	1	0	0	2
(平均在所日数)	-	-	-	78	-	-	8.5
(参考) 短期宿泊事業利用件数	-	-	6	10	4	6	8
(平均泊数)	-	-	不詳	10.0	12.3	6.2	32.6

(10) 女性パーソナルサポート事業

短期宿泊事業は公的シェルターの利用と連動して増減する傾向にあります。公的シェルターの利用が難しい方、居所がない方、レスパイトでの利用の方など、幅広い理由で利用されています。自立支援・アウトリーチ支援は年々増加しており、新規相談者が増えていることに加え、自立には数年かかるため、一定数継続利用の方がいることにより、支援件数が増加していると考えられます。

	年度	2017 平成 29	2018 平成 30	2019 令和元	2020 令和 2	2021 令和 3	2022 令和 4	2023 令和 5
短期宿泊事業	世帯数	-	-	6	10	4	6	8
	件数	-	-	6	12	4	9	12
	泊数	-	-	不詳	100	49	37	261
自立支援事業	世帯数	-	-	23	46	38	49	57
	件数	-	-	不詳	566	583	748	871
アウトリーチ支援事業	世帯数	-	-	-	-	2	10	15
	件数	-	-	-	-	269	381	147

※2019（令和元）年度から女性パーソナルサポート事業開始。2021（令和3）年度からアウトリーチ支援事業開始。

3 困難な問題を抱える女性の現状

困難な問題を抱える女性の現状について、これまでの国立市における支援の状況を踏まえ、以下に整理します。

(1) 様々な状況におかれた女性の状況

①中高年

家庭でのケア労働のために離職する女性が多く見受けられます。正規雇用での再就職が難しく、経済的に自立が困難なケースも多い状況です。

近隣トラブルや親族からの暴力被害により、精神的不調を訴える相談者もいます。匿名での電話相談も多く、周囲に相談できる状況にない相談者の孤立・不安感が感じられます。

単身の場合は身元保証人や緊急連絡先の確保が難しいことから、困難な問題を抱えながら自力で住まいを確保したり、入院したりすることが難しい相談者も多く、民間団体との連携等を通じた取組が必要です。

②若年

行政機関への相談のハードルが特に高く、自身が抱える困難を認識しづらいことから、支援が届きにくい状況です。市内の民間団体を頼って他自治体から来て、相談支援につながる相談者も一定数います。

摂食障害などの精神疾患や精神的不安定を抱えることも多いですが、精神的不安定さを理由に女性自立支援施設等の入所を断られるケースもあり、プレ入所を含めて、相談者の意思に基づいた居所の安定性を図る必要があります。家庭環境の悪化により居所の喪失や孤立に陥るケースでは、居場所や人とのつながりを求めてSNSへの依存を強めることもあり、SNSの活用による相談窓口の周知や相談支援が有効だと考えられます。

若年者の妊娠出産においては、未婚やパートナーの不在が散見されています。

③母子家庭

就労していても所得が低いために困窮状態にあることが多く、子どもの養育環境や進路選択、母子の健康状態などに影響を及ぼします。母親の学歴によって生活や就労状況に差が

生じるとされています。

離婚が成立しておらず事実上の母子家庭状態にある場合は、経済面を含めて生活が不安定になりやすく、法律相談や行政サービス、相談支援、見守り等、相談者を孤立させないための連携体制の構築が必要です。

④DV・ストーカー被害

家庭内で行われるDVは周囲から認知されづらく、事態がエスカレートしてからようやく相談に繋がるといったケースも多くあります。

暴力によって身体的な影響を受けるだけでなく、PTSDなどの精神的影響に及ぶことも多く、回復に時間がかかります。抑圧された生活を過ごしてきたために自分で意思決定をすることが困難であるケースも見受けられます。

加害者からの避難を希望したものの、精神状態の悪化や集団生活への拒否感から、一時保護を利用できない場合があります。子どものことや経済的事情により、加害者のもとに留まることを選択したり、一時保護を選択してもすぐに戻ったりすることもあります。

⑤しょうがい

家族に依存せざるを得ない状況にあると、本人に必要な情報や支援が届きにくく、社会資源を活用しにくい場合があります。

障害年金や各種制度の手続き等がわかりづらく、難しいこともあり、同行支援が必要な場合も多く見られます。

暴力被害に遭って一時保護を求めても、身体しょうがいがある場合には受け入れ可能な施設が少ない状況です。福祉施設を活用する場合も、十分なセキュリティの担保がなく、避難が難しいことがあります。

⑥精神疾患

性被害や親族間での暴力被害等によるトラウマやPTSD、心の傷を抱えていても、相談者自身にその自覚がなく、病院受診やカウンセリングなどの手当が何もされていないことが多い状況です。

精神的不調や不安感を抱える相談者が多いですが、カウンセリングを希望していても経済

不安から利用に至らないケースも見受けられます。

⑦外国にルーツのある人

日本語を用いたコミュニケーションが難しいことで、近隣との交流が希薄になり、結果として日本語能力が不十分なまま生活を続けざるを得ないといった、悪循環に陥るケースが見受けられます。特に夫が働いていて妻が専業主婦であるといった場合は、妻は家庭の中で孤立しがちです。

日常会話ができて、困難な状況などの複雑な事象を説明したり、手続きを理解したりすることが難しく、十分な意思確認ができないことが考えられます。情報が届きにくいいため、外国にルーツのある人に特化した窓口の設置や、相談手法の多様化、窓口の周知の工夫が必要です。

⑧トランスジェンダー

法的性別を変更しているか否か、ホルモン治療や外科的治療を行っているか否か、自認する性別に基づいて社会生活を送っているか否か、それがどの程度であるかなど、個々のトランスジェンダーの状況はさまざまであり、状況に応じた支援を実施していく必要があります。

女性相談支援センターや女性自立支援施設では、法的性別に基づいて入所措置等が行われるため、戸籍上の性別を変更していないトランスジェンダー女性の場合は、施設への入所等の必要な支援を受けることが困難です。戸籍上の性別を変更していないトランスジェンダー男性の場合は、女性自立支援施設等へ入所することができますが、自認する性別や生活上の性別との齟齬があることで、本人の負担感が生じることも考えられます。

⑨その他の属性等

上記の属性等のほかにも、ヤングケアラー、妊産婦、単身世帯、多身世帯、専業主婦、非正規就労、生活困窮、ひきこもり、ホームレス、性被害、犯罪被害など、女性が抱える困難にはその属性や状況が様々に影響します。また、これらの属性や状況が複合的に組み合わさって生じる困難性を抱えている場合もあります。

一方で、特定の属性や状況にあてはまる女性だけではなく、困難な問題を抱えるすべての女性に対して、個々の状況や意思に寄り添った支援をしていくことが必要です。

4 施策

施策	主な取組
1. 様々な女性が相談しやすい環境の整備	1. 意識啓発等を通じた早期発見
	2. 庁内連携による相談支援
	3. 相談窓口の効果的運用
	4. 男女平等参画ステーションでの相談支援
	5. 多様な相談手法の導入
	6. 女性相談の周知の拡充
	7. 相談環境の充実
	8. 外国籍女性の相談体制の整備
2. 一人ひとりの女性を中心においた支援の充実	9. 課題解決に向けた同行支援
	10. 日常生活に関する支援の実施
	11. 健康及び心理的支援の実施
	12. 住まいの確保に向けた支援
	13. ニーズに応じた就労等への支援
	14. 安全確保への支援
3. 庁内外で連携した推進体制の整備	15. 支援調整会議の設置
	16. 円滑な庁内連携の推進
	17. 庁外関係機関との連携体制の強化
	18. 女性相談支援員の支援力の向上
	19. 女性相談支援員のメンタルケアの充実
	20. 民間団体との協働による支援
	21. 民間団体への支援
	22. 配偶者暴力相談支援センターの設置検討
	23. 相談者からのフィードバックの実施

施策 1. 様々な女性が相談しやすい環境の整備

女性が抱える困難な課題は複雑化・多様化・複合化し、相談する窓口も様々なであることが想定されるため、各部署間で連携して支援に当たっていきます。

相談窓口等について、市ホームページや市報、SNS 等を活用して幅広く周知することにより、相談窓口を知らない方や相談に繋がっていない方を早期に把握し、必要な時に支援を受けることができることを、積極的に伝えていきます。また、様々な特性を持つ相談者がより支援を受けやすくなる体制を整備していきます。

番号	主な取組	内容	所管課
1	意識啓発等を通じた早期発見	地域の中で相談支援につながっていない女性を早期に発見するために、民生委員等の関係機関への啓発のほか、アウトリーチ手法の検討を進めます。	市長室
2	庁内連携による相談支援	庁内の様々な相談支援部署が連携して、相談支援にあたります。連携に際しては、支援方針の共有や役割分担の明確化を図り、支援の狭間に落ちるケースが生じないよう、支援の進捗管理や情報共有に努めます。	市長室 市民課 福祉総務課 しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課 健康まちづくり戦略室 子育て支援課 教育総務課
3	相談窓口の効果的運用	「女性 DV ホットライン」や「夜間・休日女性相談」など既存の相談窓口の利用状況を分析し、効果的な相談支援体制を整えます。	市長室
4	男女平等参画ステーションでの相談支援	性別やジェンダーに関する相談を実施し、より幅広い女性が利用できるよう相談支援体制の整備や周知を強化します。また、執	市長室

		務スペースや相談室の環境向上を図ります。	
5	多様な相談手法の導入	若年女性を含む様々な年代の女性が相談しやすいように、SNS 相談やチャットボット等の手法について、先行事例を調査し検討を進めます。また、スマートフォン等の機器を利用できない女性に対する相談手法も検討します。	市長室
6	女性相談の周知の拡充	女性相談を知ってもらうために、市報や市ホームページ、SNS などの既存の周知媒体を効果的に活用するとともに、リーフレットや相談カードを作成します。	市長室
7	相談環境の充実	相談者が安心、安全に相談に臨めるよう、相談室の雰囲気や設備などの環境改善に向けた検討を行い、相談者が大切にされていると感じてもらえるよう、効果的な活用及び環境改善に向けて取り組みます。	市長室 総務課 まちの振興課
8	外国籍女性の相談体制の整備	外国籍の女性が相談しやすいよう、通訳者の導入や通訳機器の活用、やさしい日本語での対応等について検討します。また、庁内の外国籍市民の相談窓口のあり方など検討を進めていきます。	市長室 まちの振興課

施策２．一人ひとりの女性を中心においた支援の充実

困難な問題を抱える女性の中には、性被害、配偶者や親族等からの暴力被害を受けて、心的外傷を抱えている方、差別や社会的排除の経験による生きづらさ等を抱えている方も多く、個々の状況に応じた専門的支援を丁寧に行う必要があります。

また、DV等の被害者は加害者からの避難により、慣れない環境での生活を余儀なくされ、様々な課題を抱えながら地域で孤立し、困難さを強めるケースも多く見られます。個々の相談者の状況や意思に応じ、行政サービス等の社会資源を活用しながら、その人らしい安定した生活の支援を目指します。

女性が抱える問題は複雑化・多様化・複合化しており、様々な要因により住まいを失う方は少なくないため、安定した生活の基盤となる居住支援を行います。

DVや親子間暴力等の被害者の安全を確保する必要がある場合には、東京都との連携による公的シェルターへの入所や、女性パーソナルサポート事業の活用により、警察や法律事務所への同行支援を行いながら、身の安全を図ります。

番号	主な取組	内容	所管課
9	課題解決に向けた同行支援の充実	相談者の状況に合わせ、庁内各部署や裁判所、警察などに女性相談支援員等が同行し、課題の解決に向けサポートしていきます。	市長室 福祉総務課 しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課 子育て支援課
10	日常生活に関する支援の実施	日常生活上のサポートが必要な女性に対して、女性相談支援員や女性パーソナルサポート事業などを通じ、支援者と一緒に体験することを通して、必要なスキルを身に付けることを支援します。	市長室
11	健康及び心理的支援の実施	望まない妊娠や性感染症などにより支援を要する女性に対して、必要な医療的ケアや心理的ケアを実施すると共に、心身を大切	市長室 健康まちづくり戦略室 子育て支援課

		にするための啓発や支援を実施します。また、男女平等参画ステーションの心理相談の拡充など、相談者への心理的ケアの実施に向け検討していきます。	
12	住まいの確保に向けた支援	住まいの確保への課題のある女性に対し、女性パーソナルサポート事業などでの一時的な住まいの提供とともに、長期的な住まいの確保に向けて居住支援法人等との連携をしていきます。また、住居を借りる上で保証人や緊急連絡先、携帯電話などの連絡手段のない女性に対する支援策を検討します。	市長室 福祉総務課
13	ニーズに応じた就労等への支援	相談者本人の意向や状況、意欲等に応じて、庁内関係部署の就労支援員との連携やハローワーク等の関係機関との連携を図り就労に向けた支援を実施します。また、社会とつながるきっかけ作りや将来的な就労に向けた就労体験の場など、関係部署、関係機関と連携し実施します。	市長室 福祉総務課 しょうがいしゃ支援課 子育て支援課
14	安全確保への支援	DV やストーカーなどの被害者支援を行う上で、安全確保のために住民基本台帳の閲覧制限や緊急一時保護等の対応を行います。また、警察への相談を支援し被害者の身の安全を図ります。	市長室 市民課

施策３．庁内外で連携した推進体制の整備

困難な問題を抱える女性の相談内容は、ひとり親、しょうがい、子ども、高齢者、生活困窮、生活保護、教育、健康保険、年金、税、など様々な部署に関わっており、包括的な支援が円滑に行われるように、庁内関係部署間での連携が欠かせません。女性相談支援員は相談者の状況に応じて、適切な支援に繋げるようコーディネートしていきます。

医療的・法的な側面からの支援が必要な場合も多く、専門的な観点から助言を受けられるよう、庁外関係機関との連携体制を強化していきます。

だれもが困難な状況に陥る可能性があり、特別なことではないという意識を醸成するため、すべての人が困難な問題を抱える女性への支援に対して、理解や関心を深められるよう啓発を行います。

女性相談支援員は、社会福祉や相談支援に関する専門的な知識や技術について、研修等を通じて継続的に習得し、支援のための能力向上に努めます。また、広域での研修や連絡会への参加等を通じて、女性相談支援員間のネットワーク構築を図ります。

番号	主な取組	内容	所管課
15	支援調整会議の設置	庁内関係部署や庁外関係機関によって構成する支援調整会議を設置し、支援が円滑に行われるように、情報や支援方針の共有など連携を強化します。	市長室
16	円滑な庁内連携の推進	相談者のニーズに応じた支援が図れるよう、情報共有等を通じ庁内関係部署間での連携を強化し、関係部署の職員を対象とした研修等を実施します。	市長室
17	庁外関係機関との連携体制の強化	警察や医療機関、弁護士など庁外の関係機関から専門的な助言を受けられるよう関係づくりを構築します。	市長室
18	女性相談支援員の支援力の向上	女性相談支援員のスキルアップを図るために各種研修へ参加するとともに、困難	市長室

		事例へのスーパーバイズを受けられる体制について検討します。	
19	女性相談支援員のメンタルケアの充実	相談員のメンタルケアを図るために、カウンセリング等を受けられる体制を検討します。	市長室
20	民間団体との協働による支援	様々な専門性や柔軟性に優れた民間団体とつながり、多様な課題を抱えた女性のニーズに沿った支援が実施できるよう関係構築を図ります。	市長室
21	民間団体への支援	協働する民間団体の相談員等のスキルアップやメンタルケアを図るため、民間団体の相談員等が参加可能な研修の実施等の支援に取り組みます。	市長室
22	配偶者暴力相談支援センターの設置検討	配偶者暴力相談支援センターの設置に関して、庁内体制の課題を整理していきます。	市長室 福祉総務課
23	相談者からのフィードバックの実施	市職員や委託事業者等が実施する支援において、相談者の意思に沿った支援となっているかを点検するために、手法の検討を含めて相談者からのフィードバックを実施します。	市長室

第4章 計画の推進

1 推進体制

計画の推進のため、庁内組織として男女平等推進本部（副市長及び部長級）、男女平等推進員（課長級）、男女平等推進連絡会（係長級）を設置し、計画を推進していきます。

また、関係機関等との連携を図るため、女性支援法第15条に基づく支援調整会議を設置します。

2 相談者からの意見を踏まえた支援体制の構築

市職員や委託事業者等が実施する支援において、相談者からの意見や苦情等に対し真摯に対応することは、相談者本人の意思の尊重の観点で求められるものであるとともに、既存の施策や取組を評価する材料になったり、そこから課題を発見して今後の取組改善にいかすことができたりするという点でも重要です。

市では、市政全般に関する苦情等を公正かつ中立的な立場で処理し、是正勧告等を行う総合オンブズマンを設置しているほか、市のジェンダー平等に関する施策について苦情や相談の申し出を受け、必要に応じて男女平等推進市民委員会の意見を聞いて対応する仕組みも設けています。

これらの既存の仕組みのほか、より簡易に苦情等を受け付けて対応するための手法や相談者アンケートの導入に向けて検討します。また、それらの意見聴取の機会を相談者が活用できるよう、相談支援に際して十分な周知を図ります。

3 評価と指標

毎年度、計画の推進状況を把握し、男女平等推進本部での評価を行った上で公表します。計画の終期には、意識調査を実施するとともに、附属機関である男女平等推進市民委員会での評価を行います。なお、推進状況把握の参考とするために、以下の指標を設けています。

	指標 (単年度の数値に係る指標)	現状の数値 2023（令和 5）年度	目標の数値 2028（令和 10）年度
1	女性相談新規件数	126 件	190 件
2	女性パーソナルサポート事業の 自立支援事業新規件数	20 件	30 件
3	女性パーソナルサポート事業の 自立支援事業利用者数	57 人	70 人
4	当事者参加による 支援調整会議の開催回数	13 回 ※1	20 回
5	女性相談支援員の 一人当たり研修受講回数	7.25 回	12 回
6	庁内 DV 被害者支援等研修の受講者数	70 人	80 人
7	相談者アンケートの回答者数 ※2	—	20 人

※1 女性支援法に基づく支援調整会議ではなく、現行実施しているケース会議等。

※2 新規で市女性相談へ相談のあった相談者へのアンケート。

参考資料

男女平等推進市民委員会の開催経過、諮問書、答申書、委員名簿、条例等を掲載予定